

# 令和2年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第16号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第17号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第18号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第19号 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第20号 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第21号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第22号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第23号 別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第24号 別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第25号 別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第26号 別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第27号 別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第28号 別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第29号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第30号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第31号 別府市宮阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第32号 別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第33号 別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第34号 地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第35号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議第 3 6 号 別府市餅ヶ浜棧橋の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 3 7 号 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 3 8 号 市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正について
- 議第 3 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第 4 0 号 別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定について
- 議第 4 1 号 べっぶ創生応援基金条例の制定について
- 議第 4 2 号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第 4 3 号 別府市公民館条例の一部改正について
- 議第 4 4 号 別府市公民館条例等の一部改正について
- 議第 4 5 号 別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 4 6 号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 4 7 号 別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第 4 8 号 別府市敬老祝金条例の一部改正について
- 議第 4 9 号 別府市印鑑条例の一部改正について
- 議第 5 0 号 別府市中小企業振興基本条例の制定について
- 議第 5 1 号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 議第 5 2 号 別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議第 5 3 号 別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について
- 議第 5 4 号 別府市建築審査会条例の一部改正について
- 議第 5 5 号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議第 5 6 号 別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議第 5 7 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 議第 5 8 号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について
- 議第 5 9 号 市道路線の認定及び廃止について

## 議第16号～議第37号

### 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

～

### 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

公共施設の機能を安全かつ適正に維持していくため、公の施設の使用料（利用料金を含む。）の見直しを実施することに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

次に掲げる条例について、使用料（利用料金を含む。）の改定をします。（括弧内は、担当課）

議第16号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（共創戦略室自治振興課）

議第17号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例（教育部教育政策課）

議第18号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例（教育部社会教育課）

議第19号 別府市美術館の設置及び管理に関する条例（教育部社会教育課）

議第20号 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例（教育部社会教育課）

議第21号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例（教育部社会教育課）

議第22号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例（教育部社会教育課）

議第23号 別府市社会福社会館の設置及び管理に関する条例（福祉共生部福祉政策課）

議第24号 別府市保健センターの設置及び管理に関する条例（いきいき健幸部健康づくり推進課）

議第25号 別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（福祉共生部障害福祉課）

議第26号 別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（生活環境部人権同和教育啓発課）

議第27号 別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（生活環境部環境課）

議第28号 別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例（経済産業部

産業政策課)

議第29号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例 (経済産業部産業政策課)

議第30号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例 (観光戦略部温泉課)

議第31号 別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例 (観光戦略部観光課)

議第32号 別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例 (観光戦略部観光課)

議第33号 別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例 (観光戦略部観光課)

議第34号 地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例 (観光戦略部観光課)

議第35号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例 (建設部公園緑地課)

議第36号 別府市餅ヶ浜棧橋の設置及び管理に関する条例 (建設部都市整備課)

議第37号 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例 (観光戦略部温泉課)

3 施行期日 令和2年10月1日

## **議第38号**

### **市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第54号) により、地方自治法 (昭和22年法律第67号) の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

##### 第1条 市長専決処分条例の一部改正

(1) 「(地方自治法) 第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めます。(本則第3号関係)

##### 第2条 別府市監査委員に関する条例の一部改正

(1) 監査の請求の根拠規定として、「(地方自治法) 第75条第1項」の次に「、第98条第2項」を加えます。(第3条関係)

- (2) 「(地方自治法) 第 2 4 3 条の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項 (地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。)」に改めます。  
(第 3 条関係)

- 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日  
4 担当課 総務部総務課 監査事務局

### **議第 3 9 号**

#### **特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について**

- 1 趣旨  
地方自治法第 2 0 0 条の 2 第 1 項の規定により臨時の監査専門委員を置くことに伴い、その報酬及び費用弁償の額を定めるため、条例を改正します。
- 2 議案の内容  
別表に臨時の監査専門委員の報酬及び費用弁償の額を定めます。なお、報酬は、一の任期につき 4 0, 0 0 0 円とします。
- 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日  
4 担当課 監査事務局

### **議第 4 0 号**

#### **別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定について**

- 1 趣旨  
別府競輪場の周辺の環境の改善に要する経費の財源に充てるため、別府競輪場周辺環境改善基金を設置します。
- 2 議案の内容  
第 1 条に別府競輪場周辺環境改善基金の設置を規定し、第 2 条以下に積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等を規定します。
- 3 施行期日 令和 2 年 3 月 3 1 日  
4 担当課 公営事業部公営競技事務所

### **議第 4 1 号**

#### **べっぷ創生応援基金条例の制定について**

- 1 趣旨  
企業版ふるさと納税による寄附金を活用して地域再生計画に基づく事業を実施するため、べっぷ創生応援基金を設置します。

## 2 議案の内容

第1条に係るべつぷ創生応援基金の設置を規定し、第2条以下に積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等を規定します。

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 企画部財政課

### **議第42号**

#### **別府市手数料条例の一部改正について**

##### 1 趣旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「建築物省エネ基準省令」といいます。）の一部が改正され、新たな評価基準が定められたことに伴い、当該評価基準による場合の審査手数料の額を定める等のため、条例を改正します。

##### 2 議案の内容

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料に建築物省エネ基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号の規定によりエネルギー消費性能を評価した場合の額を定めます。（別表第6の69の項関係）
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の額を定めます。（別表第6の71の項関係）
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料について建築物省エネ基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号の規定によりエネルギー消費性能を評価する床面積の算定方法を定めます。（別表第6の74の項関係）
- (4) 建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料に建築物省エネ基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号の規定によりエネルギー消費性能を評価した場合の床面積の算定方法及び建築物省エネ基準省令の新たな基準による場合の額を定めます。（別表第6の76の項関係）

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

### **議第43号**

#### **別府市公民館条例の一部改正について**

##### 1 趣旨

老朽化のため別府市北部地区公民館なでしこ分館を廃止することに伴い、条

例を改正します。

## 2 議案の内容

(1) 別府市北部地区公民館なでしこ分館を規定する第2条第2項を削ります。

(2) その他字句の整備を行います。

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 教育部社会教育課

## **議第44号**

### **別府市公民館条例等の一部改正について**

#### 1 趣旨

地区体育館を地区公民館の施設とし、野口ふれあい体育館及び野口ふれあいグラウンドを野口ふれあい交流センターの施設とすること、ヨット艇庫を廃止すること並びに公民館、野口ふれあい交流センター及び市営体育施設の使用料を改定することに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

##### 第1条 別府市公民館条例の一部改正

(1) 地区体育館を地区公民館の体育室とし、その使用料を定めます。(別表第2関係)

##### 第2条 別府市公民館条例の一部改正

(1) 講座室・会議室・研修室・料理室の使用料を改定します。(別表第1関係)

##### 第3条 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 野口ふれあい体育館を野口ふれあい交流センターの体育室とし、その使用料を定めます。(別表第2関係)

##### 第4条 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 研修室・料理室・集会室の使用料を改定します。(別表第1関係)

##### 第5条 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 市営体育施設の使用料を改定します。(別表関係)

##### 第6条 別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正

(1) 附則第4項の別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の改正規定を全部改正し、同条例から西部地区体育館、南部地区体育館、中部地区体育館、朝日大平山地区体育館、野口ふれあい体育館、野口ふれあいグラ

ウンド及びヨット艇庫を規定する部分を削る改正規定を追加します。(同  
条例第2条の表及び第4条第1項の表並びに別表の(その11)の表及び  
(その12)の表関係)

- 3 施行期日 令和2年4月1日。一部は、公布の日及び令和2年10月1日
- 4 担当課 教育部社会教育課、スポーツ健康課

#### **議第45号**

##### **別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部 改正について**

- 1 趣旨  
別府市春木川ふれあい交流センターに多目的広場を整備することに伴い、そ  
の使用料を定めるため、条例を改正します。
- 2 議案の内容  
別表に多目的広場の使用料を定めます。
- 3 施行期日 令和2年4月1日
- 4 担当課 生活環境部環境課

#### **議第46号**

##### **別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について**

- 1 趣旨  
放課後児童支援員に係る経過措置の期限を延長することに伴い、条例を改正  
します。
- 2 議案の内容  
放課後児童支援員に係る経過措置に定める期限の「平成32年3月31日」  
を「令和5年3月31日」に改めます。(附則第4条関係)
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 福祉共生部子育て支援課

#### **議第47号**

##### **別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について**

- 1 趣旨  
老朽化のため別府市老人憩の家を廃止することに伴い、条例を廃止します。
- 2 施行期日 令和2年4月1日

3 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

**議第48号**

**別府市敬老祝金条例の一部改正について**

1 趣旨

敬老祝金の名称及び支給対象者を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 敬老祝金の名称を「長寿祝金」に改め、その目的に多年に渡る地域社会への貢献に対する感謝及び長寿の祝福を定めます。(第1条関係ほか)
- (2) 長寿祝金の支給対象者は、引き続いて1年以上本市の住民基本台帳に記録されている者で100回目の誕生日が到来したものとします。(新第2条関係)
- (3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に70回目、75回目、80回目又は90回目の誕生日が到来した者に、長寿祝金5千円を支給する経過措置を定めます。(附則第3項関係)

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 福祉共生部高齢者福祉課

**議第49号**

**別府市印鑑条例の一部改正について**

1 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行を踏まえ、印鑑の登録資格(登録を受けることができない者)を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第2条第2項第2号を次のように改めます。

- (2) ~~成年被後見人~~意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 生活環境部市民課

**議第50号**

**別府市中小企業振興基本条例の制定について**

1 趣旨

中小企業の振興に関し基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定

め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする条例を定めます。

## 2 議案の内容

目的、基本理念、市の責務等、中小企業の振興に関する基本的施策、施策を推進するための措置等を定めます。

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 経済産業部産業政策課

## **議第51号**

### **別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）により卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部が改正されたことに対応するため、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 業務運営の原則として、市長は、取引参加者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならないことを定めます。（第1条の2関係）
- (2) 卸売業務の許可及び取消し、営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割、卸売業者の許可を受けた事項に係る変更又は廃止並びに事業報告書の作成等を定めます。（第6条の2、第12条—第15条関係）
- (3) 卸売業者に対し、売買取引条件の公表、買付代金の送付等を定めます。（第35条及び第43条の2関係）
- (4) 「付属営業（者）」を「関連事業（者）」に改めます。（第21条ほか）
- (5) その他卸売市場法の一部改正及びこれに伴う大分県卸売市場条例（昭和46年大分県条例第42号）の一部改正に伴い、条文の修正及び削除をします。

3 施行期日 令和2年6月21日

4 担当課 経済産業部産業政策課

## **議第52号**

### **別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき条例を定めるに当たって参酌すべき道路構造令（昭和45年政令第320号）が道路

構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）により改正され、道路構造令に基準を規定する設備として、「自転車通行帯」が追加されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

道路構造令の一部改正の内容に準じて、条例を改正します。

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 建設部道路河川課

**議第53号**

**別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について**

1 趣旨

大分県道路占用料徴収条例（昭和51年大分県条例第38号）に定める道路占用料が改定されたことを踏まえ道路占用料等を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 次の条例に定める占用料又は使用料を改定します。

ア 別府市道路占用料徴収条例

イ 別府市使用料の徴収に関する条例

ウ 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例

エ 別府市普通河川取締条例

オ 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例

カ 別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例

キ 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例

(2) 主な改定内容

物件	現行	改定案
路上に設ける変圧器 1個につき1年	660円	670円
広告塔 表示面積1㎡につき1年	3,400円	3,300円
ガス管等 外径0.07m未満 1mにつき1年	28円	29円
ガス管等 外径0.15m以上0.2m未満 1mにつき1年	81円	82円
ガス管等 外径0.4m以上0.7m未満 1mにつき1年	280円	290円
ガス管等 外径1m以上 1mにつき1年	810円	820円

3 施行期日 令和2年4月1日

- 4 担当課 建設部道路河川課、総務部総務課、観光戦略部温泉課、建設部公園緑地課、建設部都市整備課

#### **議第54号**

##### **別府市建築審査会条例の一部改正について**

- 1 趣旨  
機構改革による課等の改編に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容  
第9条を次のとおり改めます。  
第9条 審査会の庶務は、~~建設部建築指導課~~建築審査担当主管課において処理する。
- 3 施行期日 令和2年4月1日
- 4 担当課 建設部建築指導課

#### **議第55号**

##### **別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について**

- 1 趣旨  
民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により民法（明治29年法律第89号）の一部が改正され、敷金について定められたこと及び連帯保証人の人数を見直すこと等に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
  - (1) 次の条例を改正します。
    - ア 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例
    - イ 別府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
    - ウ 別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例
    - エ 別府市営店舗の設置及び管理に関する条例
  - (2) 主な改定内容
    - ア 連帯保証人の人数を2名から1名に改めます。
    - イ 「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改めます。
    - ウ 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることを定めること
- 3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 建設部建築指導課

**議第56号**

**別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定について**

1 趣旨

地方自治法第224条の規定に基づき、公共下水道に区域外流入を行う者から分担金を徴収することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

第1条に趣旨を規定し、第2条以下に定義、区域外流入の許可、分担金の額、分担金の賦課及び徴収、下水道事業受益者負担金との調整、徴収猶予、減免及び延滞金等を規定します。

3 施行期日 令和2年4月1日

4 担当課 建設部下水道課

**議第57号**

**他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について**

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

大分市大洲総合体育館を本市の住民の利用に供させることとします。

3 担当課 企画部総合政策課

**議第58号**

**別府市営クレー射撃場の長期かつ独占的な利用について**

1 趣旨

長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成2年別府市条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

別府市営クレー射撃場を大分県クレー射撃協会に令和2年度から令和6年度

まで長期かつ独占的な利用をさせます。

3 担当課 教育部スポーツ健康課

## **議第59号**

### **市道路線の認定及び廃止について**

1 趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 川原端2号線ほか14路線

廃止路線 ギ丁場2号線ほか2路線

3 担当課 建設部道路河川課